

大分県屋外広告物条例の一部改正について

改正の概要

①平成29年5月都市計画法が改正(H30.4.1施行)
用途地域に「田園住居地域」が追加



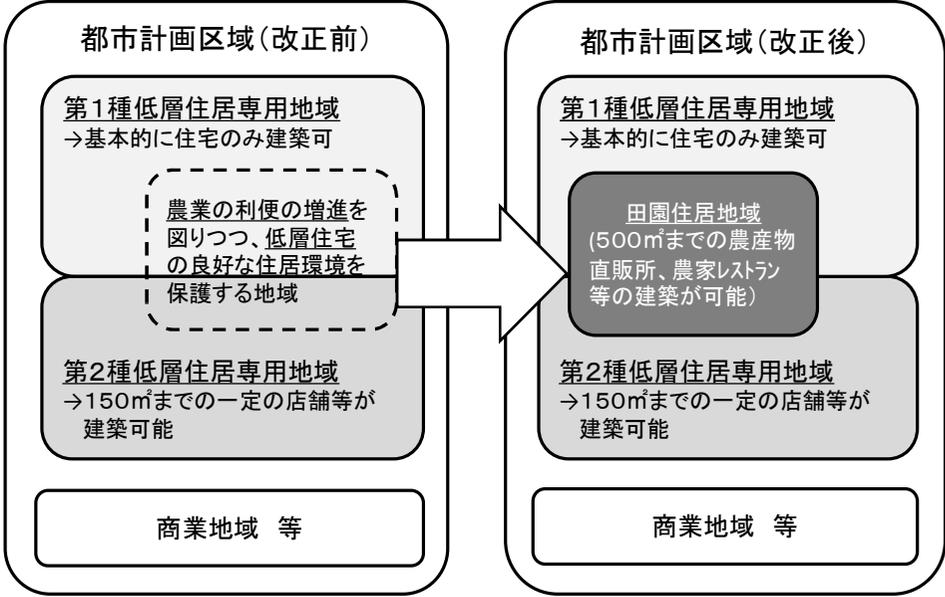
②上記に伴い屋外広告物法が改正(H30.4.1施行)
広告物の表示等を禁止できる地域に
「田園住居地域」が追加



③大分県条例の改正(H30.4.1施行予定)
広告物の表示等を禁止する地域に
「田園住居地域」を追加(条例第3条)

※今のところ、県内市町村において「田園住居地域」を指定する予定はない。

都市計画用途地域の変更



※「田園住居地域」とは住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、開発・建築規制を通じてその実現を図る地域。

※現在、大分県屋外広告物条例で禁止地域に指定されてある第1種・第2種低層住居専用地域の中で、農業と住宅が調和し、良好な営農環境と居住環境の形成が必要な地域を田園住居地域として市町村が指定する予定。